

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画の案の作成手続きに関する条例（以下「条例」という。）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する者は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成16年6月30日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 地区計画の名称

久世高田・向日寺戸地区地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

京都市南区久世高田町，久世中久世町一丁目，久世中久世町五丁目の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成16年6月30日から平成16年7月14日まで

(注)当該都市計画原案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)